

令和6年11月29日
三原市財務部契約課

三原市週休2日工事等実施要領の廃止・制定について

持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を推進するため、三原市では「週休2日工事」等を実施しているところです。このたび、制度周知が図られているため、広島県に倣った実施要領に改めます。

1 主な制定概要

(1) 要領名の変更

旧：三原市週休2日工事等実施要領

新：三原市週休2日適用工事等実施要領（土木工事）

三原市週休2日適用工事等実施要領（建築工事）

三原市週休2日適用工事等実施要領（農林水産工事）

(2) 要領内容の変更

ア 土木工事・農林水産工事

(ア) 原則、月単位の発注者指定型で実施する。なお、月単位の取組を達成できなかった場合は、通期の取組を認める。

(イ) 4週6・7休の補正係数の廃止

(ウ) 補正係数の変更

(エ) 提出様式の変更

イ 建築工事

(ア) 提出様式の変更

2 施行日

令和7年1月6日から施行する。

3 その他

実施にあたっては、三原市週休2日適用工事等実施要領（土木工事）、（建築工事）、（農林水産工事）に基づき行います。実施要領は、三原市財務部契約課ホームページから入手出来ます。<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/keiyakuka/177622.html>

問い合わせ先

三原市財務部契約課工事検査係

担当 係長 吉田 正治（よしだ まさはる）

電話 0848-67-6076